

# 令和7年度 小田原市不妊症治療費(先進医療分)助成事業のお知らせ

R7(2025).4作成

小田原市では、医療保険適用の体外受精・顕微授精と併せて、医療保険の適用とならない先進医療の治療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部を助成しています。

「先進医療」とは、保険診療としては認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を満たした施設での、保険診療と保険外診療との併用を認める制度で、保険診療の治療費は3割が患者負担ですが、併せて行われた先進医療分の治療費は、10割が患者負担となっています。

## 1 助成制度の概要

### (1) 助成の対象となる治療

- 保険診療の体外受精及び顕微授精と併せて実施した「先進医療にかかる費用」です。
  - ※ 助成対象(先進医療)は、厚生労働省より先進医療として告示されている治療・技術です。実施医療機関として、厚生労働省の承認を受けていることが必要です。
  - ※ 次の治療は対象外です。
    - ・ 人工授精等の一般不妊治療
    - ・ 全額自己負担で実施した体外受精及び顕微授精(併せて実施した治療)
- 令和7年(2025年)4月1日以降に終了した治療が対象です。

### (2) 助成を受けることのできる方

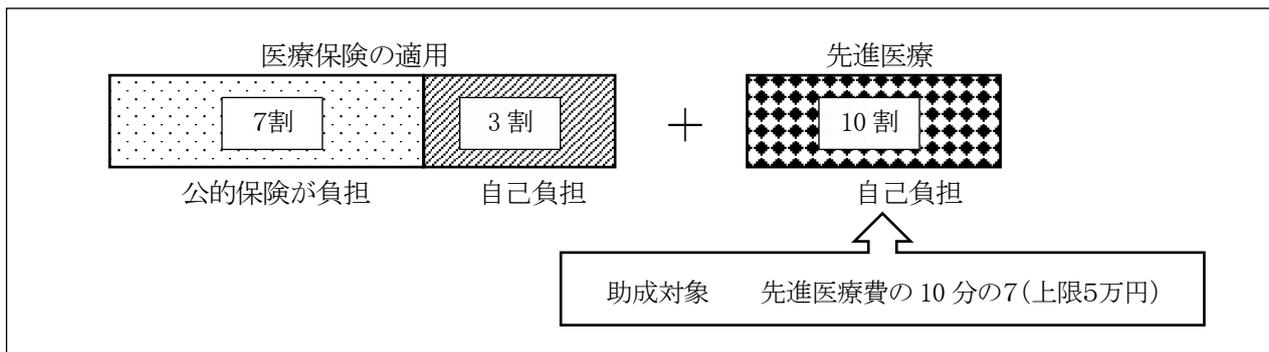
次のすべての要件を満たしている方が、助成を受けることができます。

- ・ 1回の治療の初日から申請日までの期間中、法律上の婚姻をしているまたは事実婚である(以下、「夫婦」とする)
  - ※ 事実婚の方は①～③まですべての要件を満たす方が対象です。
    - ① 1回の治療の初日から申請日までの期間中他に法律上の配偶者がいないこと
    - ② 治療の結果出生した子について認知を行う意向があること
    - ③ 1回の治療の初日から申請日までの期間中同一世帯であること
  - ※ 別世帯の場合は、事実婚関係に関する申立書(第3号様式)に2人が別世帯である理由の記載があれば対象となります。
- ・ 医療保険適用の不妊治療と併用して先進医療を受けたこと
- ・ 1回の治療の初日から申請日までの期間中、夫婦の両方または一方が小田原市民であること
- ・ 夫婦がいずれも市税等を滞納していないこと
- ・ 他の自治体で助成を受けていないこと
- ・ 令和7年(2025年)4月1日以降に治療が終了していること

### (3) 助成額

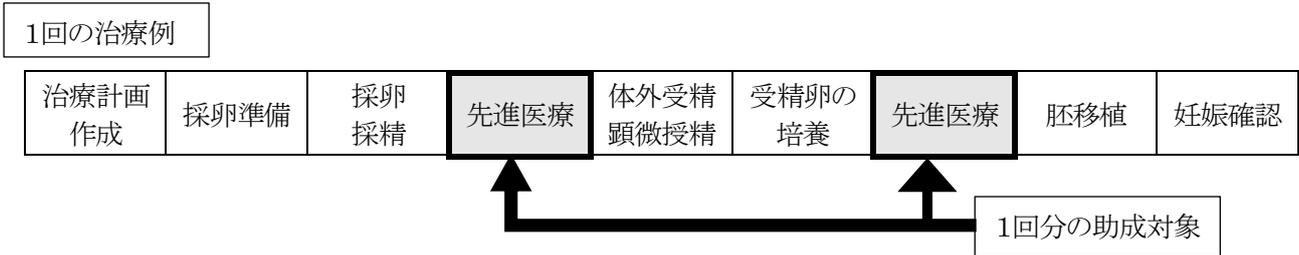
1回の治療\*で先進医療にかかった費用の10分の7について、5万円を上限に助成します。

※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。



※「1回の治療」とは

医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日等から、妊娠の確認等(医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。)に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程を1回の治療とします。



(4) 助成回数・申請期限

○助成回数

医療保険で治療できる回数です。

初回の治療開始時点の女性の年齢が 40 歳未満の場合は、1 子につき胚移植 6 回まで

初回の治療開始時点の女性の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合は、1 子につき胚移植 3 回まで

※胚移植できずに中止した治療も医療保険適用であれば対象となります。そのような場合は、医療保険と同様に回数制限はありません。

※1子ごと(出産または死産に至った場合)には回数はリセットされます。

○申請期限

治療終了日\*から起算して6か月以内

※ 申請期間を過ぎた治療についての申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

※ 「治療終了日」とは 妊娠確認検査をした日(妊娠の有無を問いません。)または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日のいずれかとなり、助成金申請に際し、主治医が作成する受診等証明書の「今回の治療期間」の「終了」の欄に記載された日となります。主治医にご確認ください。

## 2 助成を受けるための手続

(1) 申請方法

1回の治療の終了後、申請期間内に次の申請書類一式をそろえて、窓口または郵送のいずれかの方法で申請してください。

○窓口申請

窓口ははーもにい または はっぴいとなります。おだわら子ども若者教育支援センター はーもにいへ電話予約後、書類を窓口へお持ちください。

【電話】0465-46-6125 月～金曜日 午前9時～午後5時

○郵送

〒250-0055 小田原市久野 195 番地の1 おだわら子ども若者教育支援センター はーもにい内  
子ども若者支援課 子ども健康係

## (2) 申請書類

### ① 小田原市不妊症治療費(先進医療分)助成金交付申請書(第1号様式)

申請者に記入していただくものです。振込先に指定する口座については、金融機関名、支店名、口座名義人(夫婦どちらかの名義・旧姓は不可)、口座番号をよく確認してください

### ② 小田原市不妊症治療費(先進医療分)助成事業受診等証明書(第2号様式)※原本

治療を受けた保険医療機関で主治医に記載してもらってください。

※文書料等が必要な場合は、申請者のご負担になります(文書料は助成の対象外です)。

### ③ 夫婦の保険証の写し

### ④ 保険医療機関の発行する領収書の原本及び診療報酬明細書のコピー

(コピーの際には、不鮮明にならないようご注意ください)

※複数枚の診療報酬明細書を1枚にまとめてコピーしたり、両面コピーをして構いません。

※領収書の紛失等で一部が提出されず、領収書の合計金額が上限額に満たない場合は、受診等証明書の領収金額にかかわらず、提出された領収書の対象費用の合計金額が助成額となります。

### ⑤ 夫婦の住民票の写し

### ⑥ (法律上の婚姻関係にある方)婚姻関係を証明できる書類(例:戸籍謄本や戸籍抄本)

### ⑦ (事実婚の方)事実婚関係に関する申立書(第3号様式)及び法律上の婚姻関係がないことを証明できる書類(例:戸籍謄本や戸籍抄本)

### ⑧ 夫婦の納税状況が確認できる書類(納税証明書や非課税証明書)

### ⑨ 振込先口座を確認できるもの(通帳など)の写し

※⑤⑥⑧については、市が住民基本台帳及び市税等の納税状況を確認することに同意していただいた場合は提出不要です(市に住民票等がある場合のみ)。

※住民票の写しや戸籍謄本等は発行後3か月以内のものをご用意ください。

## (3) 支給方法

助成決定後、決定通知書を送付し、申請書の記載された指定口座に助成金を振り込みます。なお、指定口座への入金には申請から2か月程度かかります。決定通知書に入金予定日を記載しますのでご確認ください。また、時期によって、通常よりもお時間をいただく場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせ 小田原市子ども若者部 子ども若者支援課 子ども健康係

【住所】〒250-0055

小田原市久野 195 番地の1 おだわら子ども若者教育支援センター はーもにい

【電話番号】0465-46-7025